

浦 監 第 45 号

平成 16 年 8 月 18 日

| | | |
|---------|-----|-----|
| 浦安市監査委員 | 醍 醐 | 敦 |
| 同 | 菊 原 | 栄 三 |
| 同 | 平 野 | 芳 子 |

平成 16 年度定期監査（保健福祉部）の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 16 年度定期監査（保健福祉部）の結果報告書

1. 監査の範囲

平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日に執行された財務に関する事務の執行等

2. 監査対象部局

保健福祉部

3. 監査の実施期間

平成 16 年 4 月 1 日から 6 月 29 日

4. 監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査、必要に応じ現地調査を実施した。

5. 監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

(1) 社会福祉課

生活保護費返還金の歳入は、名目予算として 100 万円を当初計上しているが、当初予算の積算にあたっては、前年度実績等を十分考慮し実態に即した予算を計上するよう改善されたい。

生活保護費未返還金は、平成 16 年 3 月末日現在 27,699,628 円であった。内容を調べたところ、19,578,139 円が生活保護法第 78 条の対象となる不実の申請や不正な手段などによるものであり、その他資金力があるにも係わらず保護を受けたケースなどが判明した。返還金の督促については、保護受給中は、ケース訪問した際に返還の指導を行っていたが、保護を打ち切った場合は、督促を行っていなかった。督促を行うなど滞納金の回収に努めるとともに、回収不能で時効となったものは、不納欠損処理を行うなど適切な処理を実行されたい。

被爆者健康手帳を交付されている方へ支給しているバス回数券は、受払簿が整備されていなかった。バス回数券は、金券であり保管にあたっては現金同様の管理が必要である。所属長は、受払簿を備え出納状況を常に明確にする必要があるので、速やかに対処されたい。

(2) 障害福祉課

前回(平成14年8月1日付け公表)の定期監査で「切手及びバス回数券の管理について、受払簿等の関係書類を整備するように」指摘したにも係わらず、適切な処理がなされていなかった。切手については、受払簿が作成されていたが、使用者及び管理者の確認がなされていなかった。バス回数券については、管理台帳が作成されていたが、受払簿がなく在庫数の確認ができなかった。速やかに整備されたい。

リフト付き大型バスの運行委託について、バスの稼働率を調べたところ12月が2日、1月が5日と極端に悪い月があり、年間を通して50%以下と低い状況であった。稼働率の向上による有効活用について、費用対効果等経済性を考慮し、十分な検討をされたい。

職員研修費の参加負担金は、予算執行率が33.3%と低かった。理由を確認したところ、業務多忙で研修に参加できなかったという回答であった。所属長は、適切な人事管理を実行されたい。

仮称障害者福祉センターの運営費について、施設光熱水費、電話料金が予算計上されていなかった。予算を組み忘れた単純なミスであるとともに、流用による対応後、多額の予算残を発生させていた。適切な予算執行に努められたい。

(3) 高齢者支援課

入札等による執行残が生じた場合は、直近の議会で補正予算を計上し、適切な予算執行に努められたい。

特別養護老人ホーム等の委託料について、平成14年度の定期監査の公表及び13年度の決算審査意見書で「実績を踏まえ積算すること」と指摘し、また、14年度の決算審査意見書でも「前年度より赤字額が増え、2億円を超える赤字決算となり、改善が見られなかった。赤字の理由を分析し、目標年次を定めて、赤字額の解消を図るよう求める。」と指摘している。過去3年の決算額を確認したところ、ほぼ横ばい状態となっていることから、今後の運営について抜本的な改革を求める。赤字も看過できない深刻な額であることから、一層の減少を目指すべく、より健全な運営を行うよう赤字の原因究明と改善策を講じられたい。

特殊車両2台(車両 4725、3195)の運行状況は、他の特殊車両に比べて稼働率が低かった。車両の効果的運用を図るよう検討されたい。

(4) 子育て家庭課

第9保育園園舎賃貸借契約は、契約書を補足するための取決めを交わしていた。この取決めに関する決裁書類を確認したところ、子育て家庭課長による決裁で子育て家庭課長名による取決めが行われていた。本契約に

については、市長名で行われているが、補足取決めは、契約書を補う重要な事項であり、子育て家庭課長名で私印を使い、取決めるべき事項ではないと判断される。本契約については、補足事項を含め再度内容を見直し、適切な契約を結び直すよう検討を求める。

請負工事について、次のような不適切な契約事務が行われており、早急に改善をされたい。

- ・設計金額と契約金額が同一の工事が多く見られたので、理由を確認したところ、事務職では工事の設計価格が積算できないため、発注業者に積算を依頼して見積書を提出させていた。業者に積算を依頼する場合は、参考価格とすることは考えられるが、発注業者を定め積算を依頼することは認められない。また、参考見積を業者に積算させた場合は、複数業者から見積書を徴し内容を十分精査するよう求める。
- ・随意契約について契約書類を確認したところ、一部の契約に見積書の徴収に不適切な事務が見受けられた。

本来随意契約で発注する場合は、浦安市契約事務規則により基本的に、二人以上のものから見積書を徴収しなければならないと規定されているが、実際には一社に見積合わせの相手方となる分も併せて提出させ、それら二社の筆跡が同一であったり、見積書の印刷形式が同一であったりした。このことは、形式的には見積合わせでも結果的には一社随意契約の事務処理をしていたと見なされてもやむを得ない。随意契約にあたっては、厳正な審査を行い、より公平性・透明性が確保されなければならない。行政の信頼を維持するためにも一層の適切な契約事務を徹底するよう対策を講じられたい。

保育園の保育料は、次のように滞納額が大幅に増加している。

現年分滞納金額

| 年度 | 滞納額 |
|----|-------------|
| 13 | 2,198,530 円 |
| 14 | 2,881,740 円 |
| 15 | 4,763,260 円 |

保育料は、浦安市保育料の徴収に関する規則により定められている。保育料は、扶養義務者の所得状況により定められており、支払ができない事は想定されず、必ず納入しなければならない。但し特別な理由により、保育料が支払えなくなった場合は、減免又は猶予の手続きが認められている。5月末日現在の保育園に入ることができない待機児童が119人いる状況のなか、平成15年度は476万円もの滞納が発生しており、これを見

過ごすことはできない。今年度の徴収目標を聞いたところ、100%の徴収を目標としているとの回答があったが、具体的な滞納整理計画が示されていなく上記に示した経年変化を見ても、現時点では目標達成の見込みが無いように思える。市長は、扶養義務者が規則に基づく保育料などを納期限までに納付しない場合は、期限を指定し督促を行い、それでも納付されない場合は、地方税の滞納処分の例により処分を行うなど、徹底した徴収に努められたい。

(5) 保育園

備品の定義変更に伴う台帳の整理がなされていなかったので改善されたい。また、廃棄等による記載事項の変更についても適時適切に行われたい。(全保育園)

園児負傷見舞金については、園長による立替払いが行われていた。公金と混同され、事故が起こる原因となるので改めること。(入船保育園、日の出保育園、高洲保育園)

タクシー券綴りは、金庫に保管するよう改めること。(高洲保育園)

(6) 総合福祉センター

不用額については、前年度と比べると減少するものの、平成15年度においても約1,500万円生じる見込みとなっていることから、予算積算時の精査と適切な執行により、不用額の減少に努められたい。また、予算執行状況のうち、次の点が見受けられたので改善されたい。

- ・クリーニング代223,000円の執行率が6.3%と低い。
- ・照明関係等消耗品215,000円の執行率が9.9%と低い。
- ・こども療育センターにおける消耗品費1,024,000円の44.4%を3月に執行。

老人デイサービス事業の収支状況を聴取したところ、収入は35,041,735円、支出は92,671,533円で、差引57,629,798円の公費負担となっている。収支の改善も見込めないことから、当該事業については、抜本的な改善を検討されたい。

デイサービスセンターの給食業務については、委託経費と給食実数から一食当たりの単価が約1,660円と高額になっている。給食業務のあり方について、抜本的に改められたい。